

議案第 1 3 2 号

琴浦町公共下水道の設置に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町公共下水道の設置に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 7 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成 3 0 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成30年琴浦町条例第 号

琴浦町公共下水道の設置に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町公共下水道の設置に関する条例(平成16年琴浦町条例第176号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)		
	東伯	赤碕		東伯	赤碕
面積	<u>422ヘクタール</u>	<u>284ヘクタール</u>	面積	<u>410ヘクタール</u>	<u>288ヘクタール</u>
計画人口	<u>6,900人</u>	略	計画人口	<u>6,700人</u>	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。